

令和6年4月3日
消防庁

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

消防庁は、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）等について、令和6年4月4日（木）から令和6年5月8日（水）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

一定の小規模な施設においては、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第29条の4の規定に基づき、自動火災報知設備に代えて、比較的簡易な工事で設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を用いることができるとされています。

特小自火報に用いる感知器の中には、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能な感知器が開発されている状況を踏まえ、特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大等を行うため、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）について、所要の改正を行うものです。概要については、別紙2を御覧ください。

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙3及び4参照）
 - ・ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）
 - ・ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和6年5月8日（水）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

なお、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の改正内容については、WTO/TBT協定に基づき、WTO事務局に対しTBT通報を行い、令和6年4月4日（木）から令和6年6月2日（日）までの間、WTO加盟国からのコメントを受け付けています。

4 規制の事前評価

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）等については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております（別紙5及び別紙6参照）。

5 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 田中補佐、加藤

TEL 03-5253-7523（直通）

E-mail:yobo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）
- ・ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

一定の小規模な施設においては、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 29 条の 4 の規定に基づき、自動火災報知設備に代えて、比較的簡易な工事で設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を用いることができることとされています。

特小自火報に用いる感知器の中には、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能な感知器が開発されている状況を踏まえ、特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大等を行うため、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 20 年消防庁告示第 25 号）について、所要の改正を行うものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2) により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類 : CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号 : 03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和6年4月4日（木）から令和6年5月8日（水）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：米田、田村

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス : yobo_atmark_soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）等について

消防庁予防課

1. 改正概要

一定の小規模な施設においては、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第29条の4の規定に基づき、自動火災報知設備に代えて、比較的簡易な工事で設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を用いることができることとされている。

特小自火報に用いる感知器の中には、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能な感知器が開発されている状況を踏まえ、特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大等を行うため、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下「特小省令」という。）、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器省令」という。）及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）について、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

第一 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）

（1）特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大【特小省令第2条関係】

特小自火報を用いることができる防火対象物として、以下の防火対象物又はその部分（延べ面積又は床面積が300㎡未満のものに限る。）等を追加する。

- ・ 令別表第一（13）項ロ及び（17）項に掲げる防火対象物
- ・ 令別表第一（9）項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が200㎡以上のもの
- ・ 令第21条第1項第7号、9号、10号若しくは13号に掲げる防火対象物又はその部分

（2）特小自火報の設置及び維持の基準の見直し【特小省令第3条関係】

- 警戒区域が1の防火対象物に限り、特小自火報の全ての感知器を連動型警報機能付感知器にできることとしていたが、全ての感知器を火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器とする場合は、警戒区域を2以上とすることができることとする。
- 特定一階段等防火対象物及び警戒区域が2以上の防火対象物における特小自火報の感

知器は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 4 号に規定する居室及び床面積が 2 平方メートル以上の収納室、倉庫、機械室その他これらに類する室に加え、階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するものにも設けることとする。

（3）火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器【感知器省令第 8 条及び第 43 条関係】

火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器の火災警報は、警報音と音声を組み合わせて鳴動することができるものとし、その音声について詳細を規定する。また、火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器には、その旨を表示することとする。

第二 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）

- 警戒区域が 2 以上の場合でも、全ての感知器が連動型警報機能付感知器である場合には、受信機を不要とするほか、所要の規定の整理を行う。

3. 施行期日

公布の日

4. 経過措置

改正省令の施行の際に、現に型式承認を受けている感知器等に係る型式承認は、改正省令による改正後の感知器省令の規格による型式承認とみなす等、所要の経過措置を設ける。

5. スケジュール

【パブリックコメント】令和 6 年 4 月 4 日（木）から 5 月 8 日（水）まで
（35 日間）

【 T B T 通 報 】令和 6 年 4 月 4 日（木）から 6 月 2 日（日）まで
（60 日間）

【 公 布 】令和 6 年 7 月頃（予定）

○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十九条の四第一項の規定に基づき、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する

省令

（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第一条 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第 第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになお改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を

改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(感知器の構造及び機能)</p> <p>第八条 感知器の構造及び機能は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>「一〇十七 略」</p> <p>十八 連動型警報機能付感知器は、前号イ及びロに定めるところによるほか、次によること。</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ ロにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。この場合において、火災の発生した警戒区域(火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下同じ。)を特定することができるものの火災警報にあつては、警報音と次の音声を組み合わせさせて鳴動することができるものであること。</p> <p>① 音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。</p> <p>② 火災である旨の情報、火災の発生を感知した階又は場所その他これらに関連する内容を周知するものであること。</p> <p>「ニ・ホ 略」</p> <p>(表示)</p> <p>第四十三条 感知器及び発信機には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。</p> <p>一 感知器 次に掲げる事項</p> <p>「イ〜タ 略」</p> <p>㉒ 火災の発生した警戒区域を特定することができるものにあつては、「火災発生区域特定機能付」という文字</p> <p>㉓ 略</p> <p>㉔ 略</p> <p>㉕ 略</p> <p>2 略</p>	<p>(感知器の構造及び機能)</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>「一〇十七 同上」</p> <p>十八 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ ロにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「ニ・ホ 同上」</p> <p>(表示)</p> <p>第四十三条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ〜タ 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>㉒ 「同上」</p> <p>㉓ 「同上」</p> <p>㉔ 「同上」</p> <p>㉕ 「同上」</p> <p>2 同上</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第二条 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(用語の定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物又はその部分をいう。

イ 令第二十一条第一項(第三号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分のうち、延べ面積又は床面積が三百平方メートル未満のもの

ロ 令別表第一十六項イに掲げる防火対象物のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの(延べ面積が三百平方メートル以上のものにあつては、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(令第二十一条第七号及び第八号に掲げる防火対象物を除く。)であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分(同項第五号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる防火対象物の部分を除く。)及び規則第二十三条第四項第一号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。)

(1) 令別表第一(二)項ニ、(五)項イ並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

〔削る〕

(2) 〔略〕

(3) 令別表第一(九)項イに掲げる防火対象物(延べ面積が二百平方メートル以上のものに限る。)

(4) 令別表第一(二)項若しくは(三)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、当該用途に供される部分の床面積の合計が百平方メートル以上のもの

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、令別表第一に掲げる防火対象物の地階又は二階以上の階のうち、駐車のために供する部分の存する階(駐車する全ての車両が同時に屋外に出る

(用語の定義)

第二条 〔同上〕

一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものをいう。

イ 次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物

(2) 令別表第一(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで及び(六)項ロに掲げる防火対象物

(3) 令別表第一(六)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

ロ 令別表第一十六項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの(延べ面積が三百平方メートル以上のものにあつては、規則第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(令第二十一条第八号に掲げる防火対象物を除く。)であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分(同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。)及び規則第二十三条第四項第一号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。)

(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物

(2) 令別表第一(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで及び(六)項ロに掲げる防火対象物

(3) 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

ことができる構造の階を除く。)で、当該部分の床面積が二百平方メートル以上三百平方メートル未満のもの

〔ハ 略〕

〔二 略〕

(自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備)

第三条 〔略〕

2 前項に定める特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域(火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下同じ。)は、令第二十一条第二項第一号及び第二号の規定の例によること。

二 警戒区域が二以上で、全ての感知器を火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号)第二条第十九号の六に規定する連動型警報機能付感知器とする場合にあつては、当該感知器を同令第八条第十八号ハに定めるところにより火災の発生した警戒区域を特定することができるものとすること。

三 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器は、次のイからハまでに掲げる場所の天井(天井のない場合にあつては、屋根)又は壁(イに掲げる場所(床面積が三十平方メートル以下のものに限る。))の壁に限る。)の屋内に面する部分に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置されている場合に限る。)

〔1〕 第二条第一号イ及びロに掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一(二)項二に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

〔2〕 第二条第一号ハに掲げる防火対象物

〔3〕 規則第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物(1及び2に掲げるものを除く。)

〔4〕 警戒区域が二以上の防火対象物(1から3までに掲げるものを除く。)

〔ハ 同上〕

〔二 同上〕

(自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備)

第三条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域(火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。)は、令第二十一条第二項第一号及び第二号の規定の例によること。

〔新設〕

二 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器は、次のイからハまでに掲げる場所の天井又は壁(イに掲げる場所(床面積が三十平方メートル以下のものに限る。))の壁に限る。以下この号において同じ。)の屋内に面する部分(天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分)に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(第二条第一号イ(1)、ロ(1)及びハに掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。)

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

四
[略]

三
[同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている感知器に係る型式承認（次項に掲げるものを除く。）は、第一条の規定による改正後の火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（以下「新省令」という。）の規格による型式承認とみなす。

3 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている感知器で、新省令第八条第十八号ハ後段の規定に適合するものに係る型式承認は、火災の発生した警戒区域を特定することができるものとして、新省令の規格による型式承認とみなす。この場合において、当該型式承認を受けている感知器で、令和七年十二月三十一日前に製造されたものは、新省令第四十三条第一項第一号レに掲げる事項の表示を行わないことができる。

○消防庁告示第 号

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）第三条第三項の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第二十五号（特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

消防庁長官 原 邦彰

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>第一 設置及び維持に関する技術上の基準 特定小規模施設用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。</p> <p>一 感知器は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三号第四項各号（第一号ハ、第四号から第五号まで、第七号ニ、第七号の二、第七号の三、第七号の五、第七号の六及び第九号を除く。）及び同条第五項から第七項まで、第二十四条第七号並びに第二十四条の二第二号の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。</p> <p>(一) 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下同じ。）又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>「二・三 略」</p> <p>「二〇四 略」</p> <p>五 受信機は、規則第二十四条第二号（ハ及びチを除く。）、第六号から第八号まで及び第二十四号の二第一号の規定の例によるほか、規則第十二条第一項第八号に規定する防災センター等（これらに類する場所が存しない場合にあつては、火災表示を容易に確認できる場所）に設けること。ただし、すべての感知器が火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）第二条第十九号の六に規定する運動型警報機能付感知器（第七号において「運動型感知器」という。）である場合には、受信機を設けないことができる。</p> <p>「六・七 略」</p> <p>八 地区音響装置は、規則第二十四条第五号及び第五号の二の規定の例により設けること（受信機を設ける場合に限る。）。</p> <p>九 発信機は、規則第二十四条第八号の二及び第二十四条の二第三号の規定の例により設けること（受信機を設ける場合に限る。）。</p> <p>「十〇十二 略」</p>	<p>第二 「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>一 感知器は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三号第四項各号（第一号ハ、第四号から第五号まで、第七号ニ、第七号の二、第七号の三、第七号の五、第七号の六及び第九号を除く。）及び同条第五項から第七項、第二十四条第七号並びに第二十四条の二第二号の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。</p> <p>(一) 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>「二・三 同上」</p> <p>「二〇四 同上」</p> <p>五 受信機は、規則第二十四条第二号（ハ及びチを除く。）、第六号から第八号及び第二十四号の二第一号の規定の例によるほか、規則第十二条第一項第八号に規定する防災センター等（これらに類する場所が存しない場合にあつては、火災表示を容易に確認できる場所）に設けること。ただし、すべての感知器が火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）第二条第十九号の六に規定する運動型警報機能付感知器（第七号において「運動型感知器」という。）であつて、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができる。</p> <p>「六・七 同上」</p> <p>八 地区音響装置は、規則第二十四条第五号及び第五号の二の規定の例により設けること（第五号本文の規定により受信機を設ける場合に限る。）。</p> <p>九 発信機は、規則第二十四条第八号の二及び第二十四条の二第三号の規定の例により設けること（第五号本文の規定により受信機を設ける場合に限る。）。</p> <p>「十〇十二 同上」</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	特定小規模施設用自動火災報知設備が設置可能な防火対象物の範囲の拡大		
担当部局	総務省消防庁予防課	電話番号: 03-5253-7523	e-mail: yobo@soumu.go.jp
評価実施時期	令和6年3月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>近年の死者が多数発生した火災を受け、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれが高い用途に対し、自動火災報知設備(以下「自火報」という。)の設置義務付けの範囲が小規模な施設にも拡大している。</p> <p>これに伴い、一定の小規模な施設においては、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第29条の4の規定に基づき、令第21条の規定により設置することが必要となる自火報に代えて、比較的簡易な工事で設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備(以下「特小自火報」という。)を用いることができることとされている。</p> <p>警戒区域(火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。)が1の特定小規模施設で、特小自火報の感知器に連動型警報機能付感知器を用いる場合には、受信機(感知器等からの火災信号を受信し、火災の発生を音響で警報し、火災の発生場所を知らせるもの)を設けなくても良いこととされているが、連動型警報機能付感知器の中には、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能なものが開発されており、そうした高機能の機器を用いれば、警戒区域が2以上の場合でも受信機の設置を不要とすることができることが確認された。</p> <p>この状況を踏まえ、現在流通している特小自火報の機器構成や感知器性能を前提として、特小自火報の設置可能な防火対象物の範囲の拡大を行うこととする。今回の改正を行わない場合、本来特小自火報の設置で足りるところ、自火報の設置が求められることとなり、防火対象物の管理権原者に過度な負担を強いることとなる。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>特小自火報は、無線式の連動型警報機能付感知器のみで設置することができるものであり、壁や床の内部における配線工事が発生するなど大規模な工事が必要となる自火報と比べ、簡易な工事で設置が可能である。一方、無線の伝搬可能範囲や通常の自火報の受信機が担っている火災発生区域の表示が、特小自火報では担保されていないことから、設置可能施設は原則として延べ面積 300㎡未満で階数が2以下(警戒区域が1まで)に制限されている。</p> <p>一方で、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能な連動型警報機能付感知器が開発されていることから、この状況を踏まえ、特小自火報の設置可能な防火対象物の範囲の拡大について検討を行う必要があった。</p> <p>【規制緩和の内容】</p> <p>① 特小自火報の設置が可能な用途の拡大</p> <p>特小自火報を用いることができる防火対象物として、以下の防火対象物又はその部分(延べ面積又は床面積が300㎡未満のものに限る。)等を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令別表第一(13)項口及び(17)項に掲げる防火対象物 ・ 令別表第一(9)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が200㎡以上のもの ・ 令第21条第1項第7号、9号、10号若しくは13号に掲げる防火対象物又はその部分 <p>② 特小自火報の設置及び維持の基準の見直し</p> <p>全ての感知器を火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器とする場合は、警戒区域を2以上とすることができることとする。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	<p>特小自火報の設置が可能となる用途にあつては、これまで自火報の設置義務があつたところ、より低廉な価格で設置可能な特小自火報が設置可能となるため、防火対象物の所有者等の費用負担は軽減することが見込まれる。</p> <p>警戒区域が2以上の防火対象物に特小自火報を設置する場合は、通常の連動型警報機能付感知器よりも高価な火災の発生した警戒区域を特定することができるものとする必要があるが、これまで設置する必要のあつた自火報の設置費用よりも低廉であることから、防火対象物の所有者等の費用負担は軽減することが見込まれる。</p> <p>特定一階段等防火対象物や警戒区域が2以上の防火対象物に特小自火報を設置する場合は、階段等に感知器を設置する必要があるが、これまで設置する必要のあつた自火報の設置費用よりも低廉であることから、防火対象物の所有者等の費用負担は軽減することが見込まれる。</p> <p>火災の発生した警戒区域を特定することができる感知器は、火災警報の性能や表示が必要となるが、既存の感知器に新たに性能や表示を求めるものではなく、また、既存の連動型警報機能付感知器は、これまでどおり警戒区域が1の防火対象物には使用できることから、新たな遵守費用は発生しない。</p>	
	(行政費用)	<p>消防本部において、特定小規模施設の該当の有無について審査する時間が発生することが見込まれるが、消防同意等の現行制度下においても提出されていた設計図面等の資料に基づき審査可能であり、通常の事務の一環として処理されるため、行政費用の増加は見込まれない。</p> <p>また、今般の改正により新たな基準が適用される防火対象物における火災件数は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。</p>	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))		
	(副次的・波及的な影響)	<p>副次的な影響及び波及的な影響について、今回の規制緩和の適用については、新たに防火対象物を建築する者に適用されるほか、既存の防火対象物の所有者等に新たな消防用設備等の設置義務は発生しないため、競争に負の影響を及ぼすものではない。</p> <p>安全面については、検討会において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積が同じであれば、新たに設置が可能になる防火対象物において火災警報が伝わりにくい等の課題があるわけではない ・ 火災の発生した警戒区域を特定することができる感知器であれば、警戒区域を2以上にしても、在館者に対し、有効に避難を促すことが可能となるとされたことから、防火安全上支障がないと考えられるため、負の影響を及ぼすものではない。 	
費用と効果(便益)の関係			
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】</p> <p>令和5年9月28日に開催された第2回予防行政のあり方に関する検討会において、副次的な影響及び波及的な影響を含めて主要な論点について議論が行われるとともに、次の報告書が取りまとめられた。</p> <p>https://www.fdma.go.jp/singi.kento/kento/items/post-140/02/houkokusho1.pdf</p>		
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>消防本部からの火災報告により、今回の規制緩和の対象となった防火対象物について、その件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。</p>		
備考			

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等

規制の名称：特定小規模施設用自動火災報知設備が設置可能な防火対象物の範囲の拡大

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省消防庁予防課

評価実施時期：令和6年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p>規制の導入に伴い発生する費用が少額</p> <p>遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

近年の死者が多数発生した火災を受け、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれが高い用途に対し、自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の設置義務付けの範囲が小規模な施設にも拡大している。

これに伴い、一定の小規模な施設においては、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第29条の4の規定に基づき、令第21条の規定により設置することが必要となる自火報に代えて、比較的簡易な工事で設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を用いることができることとされている。

警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。）が1の特定小規模施設で、特小自火報の感知器に連動型警報機能付感知器を用いる場合には、受信機（感知器等からの火災信号を受信し、火災の発生を音響で警報し、火災の発生場所を知らせるもの）を設けなくても良いこととされているが、連動型警報機能付感知器の中には、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能なものが開発されており、そうした高機能の機器を用いれば、警戒区域が2以上の場合でも受信機の設置を不要とすることができることが確認された。

この状況を踏まえ、現在流通している特小自火報の機器構成や感知器性能を前提として、特小自火報の設置可能な防火対象物の範囲の拡大を行うこととする。今回の改正を行わない場合、本来特小自火報の設置で足りるところ、自火報の設置が求められることとなり、防火対象物の管理権原者に過度な負担を強いることとなる。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

特小自火報は、無線式の連動型警報機能付感知器のみで設置することができるものであり、壁や床の内部における配線工事が発生するなど大規模な工事が必要となる自火報と比べ、簡易な工事で設置が可能である。一方、無線の伝搬可能範囲や通常の自火報の受信機が担っている火災発

生区域の表示が、特小自火報では担保されていないこと等から、設置可能施設は原則として延べ面積 300 m²未満で階数が2以下（警戒区域が1まで）に制限されている。

一方で、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能な連動型警報機能付感知器が開発されていることから、この状況を踏まえ、特小自火報の設置可能な防火対象物の範囲の拡大について検討を行う必要があった。

【課題解決手段の検討】

消防庁では、こうした課題への対応について検討するために、「予防行政のあり方に関する検討会」（座長：関澤愛 東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授。以下「検討会」という。）を開催した。

検討会では、小規模な施設（延べ面積 300 m²未満）について、特小自火報の設置が可能な用途や部分を拡大するほか、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する連動型警報機能付感知器を用いる場合は、300 m²未満であれば警戒区域が2以上（特定一階段等防火対象物を含む。）の防火対象物であっても設置も認めることとされた。

【規制緩和以外の政策手段の内容】

消防用設備等の技術基準については、消防長又は消防署長が、防火対象物の状況から判断して、消防用設備等の技術基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、消防用設備等の技術基準を適用しないとする特例が、令第32条に規定されている。この規定に基づき、警戒区域が2以上の防火対象物においても、消防長又は消防署長の判断により、特小自火報が設置されているケースもある。

ただし、この規定を適用するか否かは各消防長又は各消防署長の判断に委ねられ、また、個別の防火対象物の状況により判断することとなるため、全国一律に同様の基準を設けることは困難であり、省令等を改正し、全国一律に新しい基準を適用させることが必要である。

【規制緩和の内容】

① 特小自火報の設置が可能な用途の拡大

特小自火報を用いることができる防火対象物として、以下の防火対象物又はその部分（延べ面積又は床面積が300 m²未満のものに限る。）等を追加する。

- ・ 令別表第一（13）項ロ及び（17）項に掲げる防火対象物
- ・ 令別表第一（9）項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が200 m²以上のもの
- ・ 令第21条第1項第7号、9号、10号若しくは13号に掲げる防火対象物又はその部分

② 特小自火報の設置及び維持の基準の見直し

全ての感知器を火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器とする場合は、警戒区域を2以上とすることができることとする。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

特小自火報の設置が可能となる用途にあつては、これまで自火報の設置義務があつたところ、より低廉な価格で設置可能な特小自火報が設置可能となるため、防火対象物の所有者等の費用負担は軽減することが見込まれる。

警戒区域が2以上の防火対象物に特小自火報を設置する場合は、通常の連動型警報機能付感知器よりも高価な火災の発生した警戒区域を特定することができるものとする必要があるが、これまで設置する必要のあつた自火報の設置費用よりも低廉であることから、防火対象物の所有者等の費用負担は軽減することが見込まれる。

特定一階段等防火対象物や警戒区域が2以上の防火対象物に特小自火報を設置する場合は、階段等に感知器を設置する必要があるが、これまで設置する必要のあつた自火報の設置費用よりも低廉であることから、防火対象物の所有者等の費用負担は軽減することが見込まれる。

火災の発生した警戒区域を特定することができる感知器は、火災警報の性能や表示が必要となるが、既存の感知器に新たに性能や表示を求めるものではなく、また、既存の連動型警報機能付感知器は、これまでどおり警戒区域が1の防火対象物には使用できることから、新たな遵守費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

消防本部において、特定小規模施設の該当の有無について審査する時間が発生することが見込まれるが、消防同意等の現行制度下においても提出されていた設計図面等の資料に基づき審査可能であり、通常の事務の一環として処理されるため、行政費用の増加は見込まれない。

また、今般の改正により新たな基準が適用される防火対象物における火災件数は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響について、今回の規制緩和の適用については、新たに防火対象物を建築する者に適用されるほか、既存の防火対象物の所有者等に新たな消防用設備等の設置義務は発生しないため、競争に負の影響を及ぼすものではない。

安全面については、検討会において、

- ・ 面積が同じであれば、新たに設置が可能になる防火対象物において火災警報が伝わりにくい等の課題があるわけではない
- ・ 火災の発生した警戒区域を特定することができる感知器であれば、警戒区域を2以上にしても、在館者に対し、有効に避難を促すことが可能となる

とされたことから、防火安全上支障がないと考えられるため、負の影響を及ぼすものではない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

令和5年9月28日に開催された第2回予防行政のあり方に関する検討会において、副次的な影響及び波及的な影響を含めて主要な論点について議論が行われるとともに、次の報告書が取りまとめられた。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-140/02/houkokusho1.pdf

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

消防本部からの火災報告により、今回の規制緩和の対象となった防火対象物について、その件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。